

吉備中央町空き家リフォーム事業補助対象工事の例

番号	工事の内容	対象可否	備 考
1	空き家の居住部分の改修、一部増築	○	
2	屋根・外壁・柱・基礎・棟天の改修、内壁・天井材等の張替え	○	木造住宅耐震改修事業に該当するものは、その事業で実施する。
3	塗装・コーキング・雨樋の取替え	○	
4	サッシの設置・取替工事・ガラス・網戸の交換・ドア・ふすま・障子等建具の取替えや畳替え	○	本体工事（1, 2, 5 いずれか）と同時に行うことで対象工事とする。※1
5	台所・浴室・トイレ・洗面所の改修、換気扇・空気清浄器の設置	○	※1、※2
6	電気スイッチ・コンセント・屋内配線等の電気工事・床暖房設備工事	○	LED照明器具に改修する工事。※1
7	給排水衛生設備工事（水道管、排水管等）	○	本体工事（1, 2, 5）に付随するものに限る。
8	システムキッチンの設置	○	IHクッキングヒーター、オーブン、食器洗浄機については組み込みものに限る。※1
9	カウンター、棚の固定設置	○	住宅本体に固定するものに限る。※1
10	床、建具等のバリアフリー化、手すりの設置	△	他の助成等を受けたものは対象外
11	合併浄化槽の設置に伴う修繕工事	△	他の助成等を受けたものは対象外
12	住宅・納屋等の一部撤去のみ	×	
13	空き家の居住部分以外、店舗・事務所部分の改修	×	居住用に改修する場合は対象
14	家電製品（テレビ・エアコン・冷蔵庫等）の購入	×	
15	住宅と別棟の車庫、物置の設置、渡り廊下で住宅につながる棟（離れ）の増築	×	
16	門・塀等の外構工事、ウッドデッキ・パーゴラの設置	×	
17	広告・営業看板等の設置	×	
18	この表に掲示のない工事	△	個別協議による

※1 物品、機器のみの購入は対象としない。（LED球、畳、便座交換など）

※2 給湯設備の改修は、台所・浴室・トイレ・洗面所等の改修とあわせて行うこと。